

まちづくり活動支援事業で 新しい取組や住民参加を促進する活動を支援します。

●まちづくり活動支援事業とは

村民が主体的・自主的に取り組む、新しいイベント開催や地域をきれいにする住民参加型の景観整備といった公共性のある事業や地域課題の解決に向けた活動に係る経費の一部を助成します。

●募集期間

第1回募集締切：令和5年7月31日（月）

第2回募集締切：令和5年11月30日（木）

※締切後も募集の枠に余剰がある場合、追加で募集を周知することがあります。

●対象者

個人又は2名以上の団体かつ活動者が留寿都村の住民であること。

●対象経費

(1)～(5)にかかる事業の経費を補助対象とします。（人件費等は対象外となります。）

- (1) 地域の活性化又は課題解決につながる事業
- (2) 広く波及効果が期待される公益的な事業
- (3) もっぱら営利を目的としない事業
- (4) 政治活動又は宗教活動を行う事業でないこと
- (5) 村長が適当と認めた事業であること

例えば…スポーツイベントや子ども映画会の開催、町内会での環境美化活動など

補助率 3/4 以内
上限 20 万円

●お問合せ先

企画観光課 電話 0136-46-3131